

## フィンランドにおける刑事司法の現在（いま）

齋藤実

弁護士・國學院大學法科大学院非常勤講師

### 1、はじめに

フィンランドと日本との修交は、2009年で90周年を迎えた。近年、教育、IT、福祉、男女共同参画など、フィンランドに関する様々な情報が日本にも伝えられるようになってきている。例えば、OECDが実施する学力到達度調査(PICA)で、2003年にフィンランドが1位になって以来、フィンランドの教育に関する多くの情報が日本に入り、毎年のように日本の教育視察団体がフィンランドを訪れている。また、フィンランドを代表する企業であるノキアの名前は、日本でも広く知れ渡っている。日本のフィンランドに対する関心は、年々、高まりを見せていると言っても良い。もっとも、フィンランドの法制度、特に本稿で紹介するフィンランドの刑事司法の分野は、日本にほとんど紹介されることがなかった。日本の比較法研究が英米独仏に重点が置かれていたことも一因ではあるが、フィンランドの場合地理的な条件や言語の問題も少なからずあったと思われる。しかし、フィンランドの刑事司法は、英米法・大陸法系の法制度とは異なる北欧法系の法制度を基盤とし、日本の刑事司法を検討する際に、新たな視点から考察する契機となりうるものである。

ただ、フィンランドの刑事司法と一口に言っても、その範囲は広汎である。そこで、本稿では、今後の日本の刑事司法を考える上で、重要と思われる論点に絞って紹介したい。具体的には、強姦罪等の性犯罪における非親告罪化、参審制度、被害者参加制度、刑務所における矯正プログラムを中心に話を進める。

簡単にそれぞれについて紹介すると、まず、強姦罪等の性犯罪における非親告罪化については、フィンランドでは、刑法改正に伴い強姦罪等の性犯罪

を非親告罪化した。かつてはフィンランドでも、今日の日本のように強姦罪等の性犯罪を親告罪としていた。しかし、強姦罪を親告罪とすることにより、かえって性犯罪の被害者が救済されず性犯罪について十分な対応が困難であるとの反省から、1998年の刑法改正に伴い、強姦罪等を非親告罪としたのである。

次に、2009年より日本は裁判員制度を導入したが、フィンランドでは刑事裁判に市民が参加する制度として参審制度を設けており、この制度は数百年の長い歴史を持っている。日本の裁判員制度とフィンランドの参審制度は、特に以下の2点で共通点を有している点が注目される。まず、いずれの制度も、市民と裁判官が共同して事実認定及び量刑の判断を行う点、次に、適用範囲が重大犯罪にのみ限定されており軽微な犯罪には適用されない点である。これらの点について共通する制度を有する国は、比較法的に見ても極めて少ない。本稿では、これらの共通点を中心に、両制度の仕組み等に触れたうえで、裁判員制度の今後の課題について言及していく。

また、日本は2008年12月に被害者参加制度を導入し、現在、試行錯誤を重ねつつ、経験を蓄積している。これに対し、フィンランドの被害者参加制度は数百年という極めて長い歴史を有し、もはや刑事裁判において欠かすことのできない制度となっている。フィンランドの被害者参加制度は、被害者を、検察、被告人・弁護人と独立対等の関係に立つ一当事者としており、被害者が刑事司法において強い権限を有している点に、大きな特徴を有している。被害者には、捜査、起訴、公判、上訴に至るまで、検察官とは独立した権限が与えられている。本稿では、フィンランドの被害者参加制度を全般に渡り、説明していく。

さらに、日本では、2005年の監獄法改正にともない改善指導が導入され、刑務所において刑務作業のみならず教育プログラムの強化も進められはじめている。フィンランドでは、かねてより刑罰は教育刑と考えられており、刑務所における様々な教育プログラムが用意されている。プログラムの数はフィンランド全体で50を超えるといわれる。そこでフィンランドの特徴的な教育プログラムを紹介したい。その中でも、近年導入されフィンランド法

務省が最も力を入れている性犯罪受刑者処遇プログラムについても、言及していきたい。

## 2、強姦罪の非親告罪化<sup>1</sup>

### (1) はじめに

日本では、強姦罪等の性犯罪は、原則として親告罪とされている（刑法180条1項）。そのため、たとえ性犯罪が発生した場合でも、その事件を起訴するためには、被害者の告訴が必要となる。この趣旨は、一般的に、公判廷で被害者のプライバシーを守るため、自らプライバシーが明らかになることを望まない被害者の意思を最大限尊重する点にあるとされる。

フィンランドでも、かつては刑法に日本と同様の規定が置かれており、強姦罪等の性犯罪は親告罪とされていた。しかし、フィンランド刑法の改正作業が進む中で、性犯罪の非親告罪規定は果たして被害者の保護となりうるのか、疑問が持たれるようになった。というのは、性犯罪の被害者が告訴しない場合、それは被害者の自発的な意思でないことが多く、被害者告訴をしないことが捜査機関に捜査をしない言い訳を与えることとなってしまったからである。

### (2) フィンランドの強姦罪の非親告罪化

フィンランドではこの30年余り刑法の改正作業が続いているが、1998年の刑法改正で、強姦等の重大な性犯罪が非親告罪化された<sup>2</sup>。フィンランド刑

---

1 齋藤実「フィンランドにおける性犯罪受刑者処遇・性犯罪者被害者対策」『犯罪と非行』150号（2006年）150-170頁、同「フィンランドにおける性犯罪対策—刑法改正と性犯罪者処遇」『犯罪社会学研究』31号（2006年）136-149頁参照。

2 Heini Kainulainen, 2004, "Raiskattu?", Oikeuspoliittinen tutkimuslaitos 212。同, 2006, "Raped? Sexual assault in criminal proceedings" Scandinavian Studies in Law。ライモ・ラハティ（一原亜貴子訳）「フィンランド刑法における近時の発展」『ノモス』16, 33-40頁。簡単に、フィンランド刑法及び1998年フィンランド刑法改正について説明する。フィンランド刑法は、1734年スウェーデン刑法をもとに、1889年制定されている。制定以来、100年以上の長い年月が経ち、1970年代よりフィンランド刑法は段階的に改正がなされて、今日、ほぼ主要な改正は終了したと考えられる。この一連の改正作業に伴い、制定当時の刑法規定は刑法典全体の5%程度しか残存しない。性犯罪についての規定が置かれている第20章も、ヤム事件の発生を契機にして1998年に改正された。改正後の関係条文は以下のとおりである（筆者訳）。

法第20章(性犯罪に関する章)第11条(起訴する権限)は、次のとおり規定する。すなわち、「検察官は、第3条、第4条、第5条第1項及び第2項又は第5条第1項第4項については、被害者が告訴しない場合又は世論が強く公訴を望まない場合には、公訴することができない」。本条は、第3条の性的関係の強要、第4条の性的行為の強要、第5条の性的虐待を親告罪の対象として規定しているが、他方で、その反対解釈として強姦罪(第1条)と加重強姦罪(第2条)については、本条から除外し、非親告罪としている。従来は、強姦罪及び加重強姦罪も親告罪であったが、1998年の刑法改正により、非親告罪となったのである。

第11条が、強姦罪と加重強姦罪を非親告罪とした趣旨は以下のとおりである。すなわち、(1)で述べたように、改正前においては、性犯罪は一律親告罪とされ、起訴をするか否かについては被害者の意思が最大限尊重され、そのことが被害者保護となると考えられていた。しかし、実際には、例えば家庭内における性犯罪の場合、被害者が加害者から圧力を受け、被害者が告訴できなかった場合が相当数に及んでいた。フェミニズム運動の台頭とともに、性犯罪被害者救済の観点から、性犯罪を一律親告罪とする刑法規定はか

---

## 第20章 (性犯罪に関する章)

### 1条(強姦)

- ①脅迫又は暴行により性的関係を強要した者は、強姦の罪とし、1年以上6年以下の懲役に処する。
- ②人の心神を喪失にさせ又は畏怖などにより心身喪失となった後、人の抗拒不能状態に乗り性的関係を有した者は、強姦の罪とする。
- ③本条の未遂は罰する。

### 2条(加重強姦)

- ①強姦に際して次に掲げる事由に該当する場合、又は諸般の事情を勘案して相当とされる場合には加重強姦とし、2年以上10年以下の懲役に処する。
  - 一 被害者に重傷、深刻な病気、死に瀕した状態が生じた場合
  - 二 2人以上の者が共同して犯罪を行った場合又は特に深刻な精神的肉体的被害が生じた場合
  - 三 特に野蛮、残酷あるいは屈辱を与える方法で犯罪を行った場合
  - 四 銃、刃物、又は人を死に至らしめる道具を使いあるいは激しい暴行による脅迫が用いられた場合
- ②本条の未遂は罰する。

なお、さらに3条では性的関係の強要、4条では性的行為の強要について、規定が置かれている。

えって性犯罪被害者の支援とはならないのではないかと疑問が持たれるようになり、そのため、1998年の第20章の改正作業に伴い、強姦罪と加重強姦罪については、非親告罪化された。もっとも、比較的軽微な性犯罪まで一律に非親告罪とすることは、一性犯罪被害者のプライバシー保護の観点からかえって適当ではないとして、強姦罪と加重強姦罪以外の性犯罪については、従来通り親告罪とされている。なお、非親告罪とすることは、性犯罪被害者のプライバシーという点において緊張関係をもたらすおそれがあり、特に公判段階においてその危惧は一層高まる。そこで、フィンランドでは、性犯罪に関する事件について、公判は原則として非公開とされている。

このような重大な性犯罪の非親告罪化に伴い、刑事手続における強姦事件の取扱いが統計上、大きく変わってきていることが分かる。改正前の1994年から1998年までの1年当たりの強姦事件（未遂も含む）の取扱いの平均と、改正後の1999年から2002年までの1年当たりの平均は、次のようになっている。すなわち、警察に報告された件数が前者では443件、後者では523件、送検された件数が前者では171件、後者では281件、起訴された件数は前者では52件、後者では82件、有罪となった件数が前者では48件、後者では65件となっている。いずれの件数も、重大な性犯罪を非親告罪化することで増加しているものである。

### （3）小括

フィンランドは重大な性犯罪を非親告罪とするという、ドラスティックな改正を行った。これにより、刑事司法手続に乗る性犯罪のケースは増加している。もっとも、性犯罪の被害者が二次被害を受けることないように一定の対策をとることは不可欠である。この点、フィンランドでは、公判を原則として非公開にするとともに、特に4で述べるように犯罪被害者の支援制度を充実させ、性犯罪被害者を手厚く保護している。これに対して、日本でも性犯罪の非親告罪の議論がなされているが、この議論を進めるにあたり、その前提として性犯罪被害者支援が十分に論じられるべきである。その議論がなされてはじめて、性犯罪の非親告罪化を論じうるであろう。

### 3、刑事裁判への市民の参加<sup>3</sup>

#### (1) はじめに

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成16年法律第63号 以下、本章において「法」とする）が平成21年5月21日に施行された。裁判員制度には依然として反対論もあるが、少なくとも裁判員を経験した方々から、極めて肯定的に受け止められている。2009年11月に行われた最高裁による裁判員経験者に対するアンケート調査では、97.5%の方々が裁判員になったことを良い経験であると答えている<sup>4</sup>。裁判員を経験する前には、56.9%の方が裁判員制度に否定的な答えだったことを考えると、極めて高い数字であることが分かる。

もっとも、諸外国に目を転ざると、刑事裁判への市民の参加は必ずしも目新しい制度ではない。アメリカ・イギリスなどの英米法系諸国を中心する陪審制度、ドイツ・フランスなどの大陸法系諸国を中心する参審員制度、北欧諸国を中心とする両制度の併用型と、形態は様々であるが少なくとも先進諸国では多くの国で導入されている<sup>5</sup>。陪審員制度と参審員制度の最も大きな違いは、裁判官と市民が共同して事実認定を行うか否かという点にあるといわれるが<sup>6</sup>、日本の裁判員制は、裁判員が裁判官と共同して事実認定をしていることから参審員制に近いと言われている。

---

3 齋藤実「刑事裁判への市民の参加—フィンランドの参審制度を中心として—」『刑政』121巻6号(2010年)22-32頁参照。

4 日本経済新聞平成21年11月18日朝刊38面。最高裁は、平成21年11月17日に、全国で実施された14裁判の裁判員に実施したアンケート結果を発表した。「非常によい経験」は64.6%、「良い経験」は32.9%であった。これに対し、裁判員に選ばれる前「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」の消極派が56.9%と多数派を占めていた。四宮啓弁護士は、「制度がうまく運用されている」と評価している（読売新聞平成21年11月18日朝刊38面）。

5 北欧諸国（スウェーデン、ノルウェー、デンマーク）を中心とする両者の併用型もある。もっとも、本稿で紹介するフィンランドは参審制のみを採用する。なお、スウェーデンは参審制を採用しているとも思われるが、出版の自由に関連する場合には陪審制が用いられるので（出版の自由に関する規定12章2条）、併用型に分類してよいであろう。また、アイスランドは、北欧にありながら、参審制・陪審制いずれも採用していない。

6 佐藤博史「何故、参審制か」『現代刑事法』25巻(2001年)70頁。

日本の裁判員制度の将来を検討するに当たり、フィンランドの陪審制度が裁判員制度と主要な点が共通するからこそ、学ぶべき点が少なくない。第1の共通点は、フィンランドは参審制を採用し、裁判員制度同様、事実認定を市民と裁判官が共同している点である。また、両制度とも、単に事実認定のみならず、量刑までも市民と裁判官が共同して行う点までも共通している。第2の共通点は、フィンランドの参審制と日本の裁判員制は、いずれも重大犯罪を対象としている点である。参審制度や裁判員制度を、軽微な犯罪には適用せず、重大犯罪に絞って活用しようとする考えは、諸外国を見てもフランスなど限られた国しか採用していない。

このように、フィンランドの参審制度は日本の裁判員制度と共通点が多く、フィンランドの経験から私たちが学ぶべきことは大きい。

	日本 (裁判員制度)	フィンランド (参審制度)
参加年齢	20歳以上	25歳以上63歳未満
対象事件	重大な刑事事件	重大な刑事事件に限定 (2009年改正) 民事事件は廃止 (2008年改正)
員数(原則)	裁判員：6人 裁判官：3人	参審員：3人 裁判官：1人
裁判員・参審員の役割	事実判断 量刑判断	事実判断 量刑判断
裁判官と共同の事実認定	有り	有り
任期	1回	4年
訴訟の構造	当事者主義	当事者主義

## (2) わが国の裁判員制度

裁判員制度は、原則として6名の裁判員が3名の裁判官とともに刑事訴訟手続に参加し(法2条2項本文)、「司法に対する国民の理解の増進とその信

頼の向上に資する」(法1条)ことを目的とする<sup>7,8</sup>。この裁判員制度は、大きくは以下の特徴を持っている。

第1の特徴は、対象事件を重大事件に限定している点である。すなわち、法2条1項1号では「死刑又は無期の懲役もしくは禁錮にあたる罪に係る事件」を、同条項2号では「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの」を対象としている。日本で重大な事件に限定した理由は、このような事件では国民の関心が高いとともに、そのような重大事件は主権者である国民こそが判断するべきであると、説明される<sup>9,10</sup>。第2の特徴は、裁判員の役割を広く認めている点である。すなわち、裁判員の権限について、法6条1項は「事実の認定」(1号)のみならず「法令の適用」(2号)や「刑の量定」(3号)を裁判員の権限に含ませている。裁判員は、有罪・無罪の判断のみならず、量刑についての判断までを行うことになる。アメリカの陪審員は、有罪か無罪かの「事実の認定」のみを役割としていることから、裁判員の権限が広いものであることが分かる。

裁判員裁判も、従来の刑事手続を利用しているが、裁判員裁判の場合に特徴的なものもある。第1に、第一回の公判期日前に、公判前整理手続が必ず付される(法49条)。裁判員の負担軽減のためには「連日開廷」(刑訴法281条の6)をし、集中して審理することが望まれる。もし、何ら争点や証拠の整理をしないまま公判が開かれると、集中した審理が期待しにくい。そこで、事前に公判前整理手続に付し、「事件の争点及び証拠を整理する」(刑訴法

---

7 市民が刑事裁判に参加することにより、「司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる」と説明される(『司法瀬度改革審議会意見書』(2001年)101頁)。このことは、市民のみならず、被告人、被害者更には傍聴人にとっても分かりやすい裁判を意味する(田口守一『刑事訴訟法〔第5版〕』(成文堂・2009年)214頁)。

8 「公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実について争いがないと認められ、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる」場合には、裁判官1名と裁判員4名で審理・裁判できるとされる(法2条3項)。

9 片山善博・国谷裕子・四宮啓『ここだけはきいておきたい裁判員裁判』(日本評論社・2009年)26-27頁。

10 もっとも、全ての重大犯罪を一律に裁判員制度の対象としている点には疑問を感じる。矢野恵美准教授(琉球大学)は、性犯罪の場合には、被害者への配慮から、被害者に裁判員制度の対象とするかの選択権を与える可能性を示唆している(沖縄タイムズ平成22年1月14日朝刊26面)。

316条の2) こととした<sup>11</sup>。

第2に、冒頭陳述は、検察官のみならず、弁護士らも必ず行う（刑訴法316条の30）。両当事者がそれぞれ主張するストーリーを裁判員及び裁判官に示すことで、公判で出てくる証拠をどのように見るべきかを説明するのである（法55条）。

第3に、証拠調べでは、従来の刑事裁判では、主たる証拠は供述調書等の書面であり、直接主義や口頭主義の要請は形骸化されていた。しかし、裁判員制度では集中した審理が求められ、裁判員に書面を読む負担を課すことはできない。そこで、証人尋問が大きな役割を果たすことになり、裁判員は「関与する判断に必要な事項について尋問することができる」（法56条）。被害者等の意見陳述（刑訴法292条の2）、被告人質問（法58・59条）でも同様の規定が置かれている。

最後に、評議では、裁判官及び裁判員がそれぞれの意見を述べる（法66条）。その上で、評決がなされる。「過半数の意見」（法67条1項）で有罪・無罪が決まり、有罪とされた場合には、その量刑が決せられる。もっとも、この評決は、「裁判官及び裁判員の双方の意見」が含まれることが必要となる（特別過半数という）。そのため、たとえば、裁判員6名全員が有罪とし、構成裁判官全員が無罪とした場合には、「双方」の意見といえず有罪とならない。

### （3）フィンランドの参審制度

#### ア 刑事裁判への市民の参加の歴史

フィンランドの参審制度の歴史は極めて古く、15世紀のクリストファー王の下で、12人の一般男性を裁判に参加させる旨の規定が置かれていたことが確認されている<sup>12</sup>。当時、フィンランドは1155年から続くスウェーデンの支配下にあった。スウェーデン統治後、1809年から約100年に渡りロシアに統治されたが、この時代にも参審制度は維持され、1917年のフィンラン

11 公判前整理手続では、当事者の争点を絞込み過ぎる運用が懸念される。公判前整理手続は、争点の絞込みではなく、争点の明確化を主眼に置くべきであろう（宮村啓太「弁護人の立場から 公判前整理手続の現状確認」『法学セミナー』660号（2009年）21頁）。

12 かつてフィンランドの司法権は、ティングと呼ばれる司法集会に一般市民が参加し行使されていた（神谷説子・澤康臣『世界の裁判員—14カ国イラスト法廷ガイド』（日本評論社、2009年）170頁）。

ド独立後、現在に至るまで続いている。

フィンランドの参審制度が古くから存在する理由は、地理的な条件が大きく影響している。首都ヘルシンキはフィンランドの南に位置するが、国土はフィンランド首都ヘルシンキから北に長い。そのため、ヘルシンキからフィンランド北部まで裁判官を派遣することが容易ではなかったことから、裁判官の役割を市民自らが行わざるを得なかったのである。もっとも、ヘルシンキなどの南部の都市では裁判官による裁判が行われており、参審制度が導入されるようになったのは1993年からである<sup>13</sup>。

#### イ 参審制度の現代的意義

フィンランドの国内交通網が整った現在、参審制度が存在する意義は、地理的な条件にはもはやない。参審制度の現代的意義は以下の2点にあるとされる。

第1に、司法に対する市民の信頼を得ることである。裁判に市民の意思が反映されることで、司法は市民の信頼を得ることが出来るのである。第2に、市民が多角的な視点を評議等で投げかけ、結論が妥当なものとなりやすいことである。市民が加わることで、異なった視点から判断が出来ることとされるのである。これらの参審制度の意義は、日本の裁判制度の意義と、類似するものであるといえる。

#### ウ 参審員の要件

参審員のとなるためには、以下の要件を満たす必要がある<sup>14</sup>。

第1に、参審員は、当該地方裁判所の管轄地域内に居住しなければならない。任期中に居住地を移した場合には、参審員としての資格を失う。第2に、破産していないこと及び後見人等の保護監督下にないことが必要となる。また、第3に、参審員の年齢は、25歳以上63未満であることが要求される。もっとも、例えば、62歳で選ばれた場合には、4年の任期期間中は資格を維持される。第4に、参審員は政党に所属することが必要である。この点が、フィ

---

13 ヘルシンキ地方裁判所については、齋藤実「ヘルシンキ地方裁判所」『自由と正義』64号（2010年）1頁参照。

14 もっとも、法曹、警察官、裁判所職員、刑事施設職員は、参審員から除外されている。

ンランド参審制の特徴の1つである。具体的には、政党が、男女の割合、年齢、言語、職業などの人口分布に配慮しながら参審員候補者を選び、これら候補者の中で地方議会の承認を得た者が、裁判所に参審員として選任される<sup>15</sup>。

この点、政党が介入することで参審制度自体が政治的なものとなってしまう、刑事裁判が政治色の強いものになってしまうのではないかとの危惧が生じる。しかし、フィンランドでは、参審員の活動をしたくない者を無理に行わせるよりも、自らが参審員になりたいと者を選ぶことが、より充実した評議を実現できると説明される。すなわち、政党出身か否かという点には重点はなく、参審員を希望する者を確保する手段として政党を活用し、これらの者を参審員とすることで充実した評議を実現することに重点がある。フィンランドでは、日本同様、参審員と裁判官が共同して事実認定さらには量刑の判断を行う。そのため、参審員の役割が大きいがゆえに、参審員の質を担保する必要が大きいことも、政党出身者を参審員としているのではないかと思料出来る。なお、フィンランド裁判法8条は参審員に宣誓を要求し、法律上も政治色を払拭し公平性を担保している。

#### エ 参審員の構成・役割

裁判体の構成は、原則として、1名の職業裁判官と3名の参審員である（フィンランド裁判法1章1条2項）。もっとも、企業犯罪など事件が複雑な場合には、さらに1名の職業裁判官と1名の参審員が任命される場合もある（フィンランド裁判法1章2条）。各事件での参審員の選任は、人数を決めたうえで、コンピュータにより任意に適切な参審員が選任される。コンピュータには参審員の性別、年齢<sup>16</sup>（参審員の年齢層は3段階に分かれ登録されている）、言語（主としてスウェーデン語能力の有無<sup>17</sup>）、参審員としてのこれまで扱った

---

15 2008年及び2009年ヘルシンキ地方裁判所でのインタビュー調査より。

16 2008年まで担当した参審員の年齢層について、男性は、25歳から37歳は29名、38歳から50歳は38名、51歳から63歳は82名であり、女性は、25歳から37歳は24名、38歳から50歳は50名、51歳から63歳は75名となっている。男女いずれも、比較的高い年齢層に集中している。

17 フィンランドでは、「訴訟手続はフィンランド語又はスウェーデン語を用い、言語法の規定に従い判決もフィンランド語又はスウェーデン語を用いる」（フィンランド裁判法4章1条1項）とされ、スウェーデン語の能力は重要となる。

事件、参審員の予定、等が入力されており、この情報をもとに当該事件に見合った参審員が選任される。

わが国同様、第一回公判が始まる前に整理手続きが、裁判官、検察官そして被告人・弁護人の間でなされ、予め争点が明確にされた上で参審員は公判に臨む。また、1997年の改正刑事訴訟法は、直接主義・口頭主義をも要請し、参審員に分かりやすい裁判を提供している。この点も、わが国の裁判員制度と類似する。

結審後、参審員は裁判官と共に有罪か無罪か否かを決定し量刑の判断を行うことになる。有罪か無罪かの評決については、基本的には裁判体が1名の裁判官と3名の参審員から構成され、それぞれの参審員も裁判官と同等の1票が認められている。そのため、4票のうち、2票対2票に分かれることが考えられる。この場合は、被告人に有利な判断がなされ無罪となる。被告人が有罪となる場合は、あくまでも過半数の者が有罪であることを支持した場合であり、基本的な裁判体の例でいえば、3名以上の者が有罪に1票を投じた場合である。なお、評決に際して、裁判官と参審員とは全く等しく扱われる。たとえ参審員3名が有罪を支持し裁判官が無罪を支持した場合であっても、その被告人は、有罪として扱われる。

#### オ 参審制度の現状

参審制度は一審のみに適用されている(フィンランド裁判法1章2条)。適用件数は平均してフィンランド全体で年間2000件強程度である<sup>18</sup>。フィンランド最大のヘルシンキ地方裁判所では、300名の参審員が選任される。現在の参審員は2009年に選出されており、参審員の任期は4年であるので、任期は2012年までとなる。300人のうち、再任は240名であり全体の80%となる。1993年に最初に任命された5回目の任期を迎えた参審員は49名、1997年に任命された4回目の任期を迎えた参審員は32名にも及び、再任者が極めて多いことが分かる。このように長期間参審員を務めた場合には上級参審員(herastuomari)の称号を受ける。参審員は、任期期間中、月に1度あるい

---

18 2005年2212件、2006年2333件、2007年2196件、2008年2194件である。地方裁判所の全受理件数は、2005年で67748件である(Oikeustilastollinen vuosikirja, 2006, 551頁)。

は年間12回、公判に出席することとなる。

もっとも、フィンランドの参審制度は縮小方向にある。一部の民事事件に参審制度が採用されていたが、現実には0.1%の民事事件にしか使用されていないことから、2008年に廃止された。さらに、2009年1月1日より刑事裁判でも、参審制度は法定刑が2年以上の犯罪にのみ適用されることとなった。この改正は、財政上の問題及び訴訟経済の観点から参審員対象事件の範囲が限定されたと説明される。すなわち、参審員には日当が支払われるが、今回の改正により推定で年間百万ユーロの支出が節約できることから、これを職業裁判官の雇用にあてることが可能となる。また、訴訟経済上も、争いのない軽微な犯罪に参審制度を用いるよりは、重大事件に参審制度を用いた方が、より司法への信頼の確保や多角的な視点を裁判の場に入れることが出来ると考えられているのである。

#### カ 参審制度と被害者参加制度

フィンランドの被害者参加制度は、4で見るように、参審制度と同様に極めて古い歴史を有しており、その特徴は、被害者が刑事裁判において独立した一当事者として扱われている点にある。そのため、被害者は、検察官や被告人・弁護人同様に、刑事裁判で大きな役割を果たしている。もっとも、裁判員が被害者から影響を受け、被害者への同情から刑が重くなるようなことはない。むしろ被害者が参加することにより事件を多角的に考察することが可能となり、参審員は、より多くの判断材料を与えられると受け止められている。筆者が参審員経験者にインタビューした際、被害者の意見に流されることなくきちんと事実を認定し、適切な判断をすることが重要であることを異口同音に述べていたことが印象的であった。

#### (4) 小括

日本の裁判員制度とフィンランドの参審制度では、市民が裁判官と共同して事実認定をしたうえで量刑の判断をする役割を果たす。しかも、その対象となる事件は、いずれも重大犯罪であり、市民に課された役割は極めて大きい。このような市民が十分にその役割を果たすためには、裁判官と同じ土俵に立ち、対等に議論することが不可欠であろう。もちろん、裁判員制度・参

審制度は市民の感覚を刑事裁判に反映することを期待されており、裁判員・参審員に裁判官のような法律知識をもつことは要求されていない。また、裁判官も、裁判員・参審員に法的知識等に関する十分な説明は加える。もっとも、現実には、裁判員・参審員にとり、裁判官の意見を聞きながら自分の積極的な考えをもつことは、必ずしも容易な作業ではない。もし、裁判員・参審員が単に裁判官の意見に従うのみの存在となれば、刑事裁判に市民を参加させる意味は没却されてしまう。のみならず、市民は、裁判官が行う判断に、単にお墨付きを与える存在となる可能性さえある。

この点、フィンランドは、希望者のみを参審員とするとともに、4年間という一定期間参審員としての経験を積ませるという担保手段を講じている。この担保手段により、参審員が裁判官と同じ土俵に乗ることができる。これに対して、日本の裁判員は、希望の有無にかかわらず選任され、しかも1回限りで裁判員を担当する。裁判員を希望しない者もあり、また、裁判員としての経験を次回の裁判に活かすこともできない。この状況で、裁判員と裁判官が同じ土俵に乗り、自らの積極的な意見を持つことが出来るのか、疑問を感じざるを得ない。裁判員制度においても、何らかの担保手段を考えるべきであろう。

1つの方法としては、フィンランドのように、自ら希望する者を裁判員として選び、その上で一定の期間の任期を設けることが考えられる。もっとも、これには裁判員制度の大きな改革を伴う必要がある。現時点においては、現行法の枠組みを用いながら、裁判員と裁判官との共同作業を担保する方法を探るのが現実的であろう。この方法を探ることは必ずしも容易ではないが、裁判員になる可能性のある者、すなわち市民への法教育の機会を増やすことこそが、重要であると考えられる。具体的には、義務教育において法教育の時間を増やすとともに、義務教育終了後も、地域、社会、さらにはマスコミ等を通じて法教育の機会を提供することが不可欠であろう。市民に十分な法教育をすることで、裁判員になるという1回の経験を、活かすことが出来るようになるのではないかと。

#### 4、刑事裁判への被害者の参加<sup>19</sup>

##### (1) はじめに

2008年12月から導入された被害者参加制度は、前章で紹介した裁判員裁判と並び、日本の刑事裁判に大きな変革をもたらした。日本では、10年ほど前から被害者支援の機運が急激に高まり、様々な法制度が整えられるようになった。その潮流の中、被害者参加制度が認められることとなり、刑事裁判での被害者の地位は大きな転換期に入ろうとしている。

ただ、世界に目を向けると、日本の状況は、欧米諸国から大きく遅れをとったと言わざるを得ない。今回導入された被害者参加制度も、諸外国では必ずしも目新しい制度ではない。特に、北欧諸国は積極的に被害者政策を進めおり、被害者参加制度も早い時期から認めている。本稿で紹介するフィンランドの被害者参加制度は、紹介される機会こそあまりなかったが、世界的にも先進的な制度となっている。フィンランドは1917年に建国されたが、建国以前のスウェーデン・ロシア統治時代にすでに被害者の刑事裁判への参加が認められており、それ以来今日に至るまで、被害者参加制度が認められている。しかも、被害者は刑事裁判の中で、検察官、被告人と等しく肩を並べる、対等・独立した一当事者として扱われている。

##### (2) 日本の訴訟参加

###### ア 被害者政策の歴史

明治時代に近代法制が導入され、国家が刑罰権を独占して以来、刑事裁判は国家対被告人の構造が採られた。被害者は事件の当事者であるにもかかわらず、刑事裁判での当事者は検察官と被告人に限定され、被害者は刑事裁判で忘れられた存在となった。刑事裁判外でも被害者には十分な対策が講じられず、事件に関する情報の提供さえも十分になされない状況であった。被害者にとっては、自分が被った事件であるにもかかわらず、一度事件が国家の手に渡ってしまうと、自分では手の届かないものとなってしまっていたので

---

19 齋藤実「刑事訴訟手続への犯罪被害者の参加—フィンランドの被害者参加制度を中心に—」『刑政』120巻8号(2009年)50-59頁参照。

ある<sup>20</sup>。

世界では、1963年にニュージーランドで世界初の犯罪被害者補償金制度が制定されると、各国で同様の制度が制定され始め、本格的な被害者政策が打ち立てられていく。日本は、これらの国々に遅れること約20年、ようやく1980年に被害者政策の試金石ともいえる犯罪被害者給付金支給法（昭和55年法律第36号）が制定され、日本の被害者政策は重い腰を上げることになる。国家が被害者に対して一定の経済救済をする本法の制定・施行は、日本の被害者対策にとり大きな一歩となった。ただ、残念ながら、同法施行後被害者政策は下火となる。その後、被害者政策が再び脚光を浴び始めたのは、実に20年後の2000年になってからである。同年、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）」、「刑事司法手続及び検察審査会法の一部を改正する法律（平成12年法律第74号）」が制定された（両者あわせて、「犯罪被害者保護二法」と呼ばれる）。本法により、被害者が証人として出廷した場合のため、付添い人、遮蔽措置、ビデオリンクなどが規定されるとともに（刑事訴訟法（以下、本章で「法」とする）157条の2以下）、被害者が刑事裁判で被害に関する心情等の被告事件に関する意見の陳述を可能とする意見陳述制度（同法292条の2）も認められるようになった。さらに、2004年には「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」が制定された。本法は、日本で初めて被害者の「権利」について明文化し、被害者対策の指針を示しており、本法成立後一層法制度の整備が進められている。

#### イ 被害者参加制度の概略

法制度の整備の中で、最も注目を集めている制度の1つが、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事司法手続法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）」に規定された被害者参加制度である。そこで、被害者参加制度の概略について説明したい。

---

20 Harvey Wallace “VICTIMOLOGY” (1998) 1-18頁

まず、被害者等<sup>21</sup>ら<sup>22</sup>が、事件に参加の申出をして裁判所の許可を得ることができれば、公判期日に出席するが出来る（法316条の33 I：公判期日に参加できる被害者のことを「被害者参加人」という）。また、被害者参加人等は、当該事件の刑事訴訟法上の検察官の権限の行使に関して、意見を述べ説明を受けることができる（同法316条の35）。もっとも、被害者参加制度の対象となる事件は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつおよび強姦の罪、業務上過失致死および自動車運転過失致死罪の罪などに限定される。また、被害者等の出席が認められるのは、裁判所が「相当」と認めた場合に限られる。

次に、被害者参加人等は、証人に対して尋問をすることができる（316条の36条 I）。もっとも、尋問できる内容に制限があり、「情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く）」について証人の供述の証明力を争うために必要な事項に限定される。そのため、犯罪事実に関する内容は尋問をすることができず、たとえば、被害者参加人等にとって関心の高い、犯行の動機や目的、犯行態様、あるいは共犯事件における被告人の役割などは、尋問をすることができない。また、尋問ができる場合も、検察官がまず尋問をし、それでもなお訴訟参加人に尋問を認めるべきである場合に限られる（同法条 II）。

更に、被害者参加人等は被告人質問をすることもできる（法316条の37 I）。被告人質問については、上記証人尋問のような、尋問内容についての限定はない。しかし、被告人質問が許可されるのは、「意見の陳述をするために必要があると認める場合」に限定されるため、自ずと被告人尋問の範囲も限定されることになる。また、検察官の尋問が優先される点は、前述した証人尋問と同様である。

最後に、論告・弁論の段階では、被害者参加人等は、訴因の範囲内で事実又は法律の適用について意見を陳述することができる（法316条の38）。本条により、2000年以来認められていた被害者等の心情等に関する意見の陳述

---

21 「等」とは、犯罪等により害を被ったもの者及びその家族又は遺族をいう（犯罪被害者基本法第2条2項）。

22 「ら」とは、当該事件の被害者等のみならず、当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士、を含む（法316条の33第1項）。

(法292条の2)とともに、事実・法律の適用に関する被害者参加人等の意見の陳述(法316条の38)が可能となり、意見陳述の範囲は拡大した。もっとも、後者については、一定の条件のもと「訴因として特定された事実の範囲内」で裁判所が許可したものについてのみ認められ(法316条の38 I)、陳述は証拠とならないとされている(法316条の38 IV)<sup>23</sup>。

#### ウ 被害者参加制度の意義及び問題点

長い間、被害者が刑事裁判の蚊帳の外に置かれていたことを考えると、被害者参加制度の導入は、日本の被害者政策にとって極めて意義が大きいものであるといえよう。ただ、日本の被害者参加制度の特徴は、従来の検察官と被告人の二当事者が対立する構造を崩さずに維持し、その中に継ぎ足された形をとっていることにある<sup>24</sup>。そのため、被害者は、依然として訴訟の当事者とは扱われず、訴訟活動を行うにも一定の限界があることは否めない。

### (3) フィンランドの被害者参加

#### ア フィンランドの被害者政策

北欧の被害者政策は世界でも先進的なものであるが、フィンランドは北欧の中でも特に被害者を手厚く支援しているといわれている<sup>25</sup>。そこで、フィンランドの被害者政策で特徴的なものを簡潔に紹介したい。

最初に言及すべきは、2000年に改正されたフィンランド憲法の規定である。新しいフィンランド憲法では、公平な裁判について規定した21条の中で、被害者に対する公平な裁判の実現についても当然に含まれると解されている。フィンランドでは、被害者の権利を単に法律上のものとするのではなく、憲法上の権利と解することで、被害者に極めて強い権利を与えているのである。さらに、ここでの「裁判」には、単に刑事裁判手続のみならず、捜査段

---

23 傷害致死罪として起訴された場合、意見陳述の範囲は訴因である傷害致死罪に限定されるため、被害者がいくら殺人罪の故意があると考えても、殺人罪の故意に関する被告人質問はできない(田口守一『刑事訴訟法(第五版)』(2009年)232頁)。

24 被害者と検察官とのコミュニケーションが密接にとられることが想定されている。(椎橋隆幸「犯罪被害者等の刑事裁判への参加」『Q & A 平成19年犯罪被害者のための刑事手続関連法改正』(2008年)21頁、池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義(第3版)』(2009年)50頁)。

25 Crime Victims in the European Union(Wergens), 131-132頁

階の公平も広く含まれると解されている<sup>26</sup>。

次に、被害者の刑事裁判における地位にも大きな特徴がある。日本の被害者参加は、二当事者の対立構造を維持するものであったが、フィンランドでは、被害者も訴訟の当事者とされ、三当事者訴訟構造が採用されている。すなわち、訴訟の当事者には、検察官と被告人のみならず、被害者も含まれ、これら三当事者により訴訟が遂行されるのである（フィンランド刑事訴訟法（以下、本章においては「フィン法」）7章6条、同8章参照<sup>27</sup>）。

さらに、捜査段階でも、被害者への一定の配慮がなされている。すなわち、重大犯罪及び性犯罪の被害者には、捜査段階で国選の弁護人を付けることができることとされている（フィン法第2章1 a条）。また、被害者に被疑者取調べの立会権を認めているとともに<sup>28</sup>、被害者が自ら参考人として取り調べられる場合には弁護人が同席でき、もし、弁護人がいない場合には、必要な訓練を受けた特別付添い人が付されることになっている（フィン法第2章9条）。

以上のような刑事手続上の被害者政策に加え、被害者への経済的支援を充実させていることも、フィンランドの特徴の1つと言える。その柱となるのは、附帯私訴制度（フィン法第3章）と、被害者が国に対して金銭的な補償を求める犯罪被害者補償金制度である。ここでは、後者の簡単な紹介に留める。同制度は、福祉国家フィンランドでも、通常の社会保障制度だけでは犯罪の損害を十分に賄いきれないとの認識から、1973年、ヨーロッパ大陸諸国の中ではかなり早い時期に導入された。具体的には、適用対象の犯罪は、わが国では適用除外となっている家庭内における犯罪も含め、全ての犯罪が含まれる。また、フィンランド国内で発生した犯罪から生じた損害については、被害者及び加害者の国籍は関係なく補償され、その申請時期は、当該犯

---

26 Matti Joutsen, Raimo Lahti and Pasi Pölönen “Criminal Justice Systems in Europe and North America” (2001年)12頁

27 後述のように、被害者には一当事者として証人尋問が認められている（フィンランド裁判法17章33条1項）。また、同法第8章「当事者」の中で、例えば4条以下は被害者が欠席した場合についての規定が置かれており、当事者には被害者が含まれるものと解される。

28 公判前捜査法32条は、「被疑者及び被害者はともに、捜査上の特段の事情がない限り、他の当事者の警察官の取り調べに立ち会う権利を有する」と規定する。

罪の刑事手続き開始前であっても可能である。さらに、補償の範囲は、当該犯罪から生じた損害一般を広く補償している<sup>29</sup>。

### イ 被害者参加制度

フィンランドの被害者参加制度について説明していきたい。なお、現在、同制度は、1997年に制定・施行されたフィンランド刑事訴訟法に主として規定されている<sup>30</sup>。また、先に述べたように被害者は、検察官や被告人と、独立・対等の訴訟の一当事者としての地位を有している。そのため、被害者参加の対象となる事件に制約はなくまた、被害者参加のために裁判所の許可が必要とされることはない。

まず、起訴段階<sup>31</sup>についてみると、「検察官は、被害者からの要求等がない限り、被疑者を起訴する義務がある」(フィン法第1章第2条)とされているが、軽微性、公平性、経済性などを理由として不起訴とすることができる(同章7・8条)。そのため、「検察官が起訴しない場合には、被害者は被疑者を起訴することができる」(フィン法第1章14条第1項前段)とされ、いわゆる私人訴追が認められている。この場合、対象となる犯罪の種類は問われず、あらゆる犯罪について私人訴追が可能である。また、私人訴追の手続については、刑事訴訟法上に詳細な規定が用意されている<sup>32</sup>。さらに、私人訴追には、公務員の責任を定めたフィンランド憲法118条3項が適用されるとして(フィン法同条項後段)、私人訴追が憲法上の救済を受ける旨を規定している。現実には、私人訴追が用いられるケースは1%程度ではあるが、万が一私人訴追がなされた場合に備えて、十分な法整備がなされていることは、

---

29 Matti Joutsen and Raimo Lahti “Criminal Justice Systems in Europe and North America” (1997)20-21 頁

30 1997年以前は、刑事訴訟手続につき、民事訴訟手続とともに「裁判法」の中に統一的に規定されていた。

31 2005年の起訴率は76%であり、不起訴の理由としては、証拠不十分64.8%、犯罪の軽微性8.0%、合理的な疑いなし7.3%となっている。Oikeustilastollinen vuosikirija 2006 146-147 頁

32 第1章は14条から17条までは私人訴追の手続について規定し、第7章は「私人訴追した場合の審理」として、1章を私人訴追の場合の手続について規定しており、また、第8章「当事者」の中で、7条から10条までは私人訴追の場合の当事者の欠席について規定している。

いかにフィンランドが手厚い被害者政策を設けているかを窺い知ることができる<sup>33</sup>。

次に、公判段階についてみると、まず被害者は、検察官とは別に、自らの主張とその理由について簡潔に述べる事が出来ることとされている（フィン法第6章7条1項1号）。この陳述の後、証拠調べに入ることになる。証拠調べでは、被害者を含めた全ての当事者は、自らの判断で証拠を提出することができ、さらには、証人尋問の請求をすることができる。そのため、被害者は、検察官への事前の申入れなく、自分にとって有利な証拠の提出ができ、証人から有利な証言を得たい場合には、その証人を証拠調手続に呼び証人尋問をすることができる。このように被害者は、自ら証人には主尋問で尋問をすることができ、また、検察官・被告人側の証人に対しては反対尋問をすることができるのである（フィンランド裁判法17章33条1項・2項）<sup>34</sup>。

最後に、論告・弁論において、被害者は検察官とは別に、論告求刑について意見を述べる事ができ、現実にも多くの事件で行われている。もっとも、この点については、フィンランドでは運用上あまりに当然のことと考えられており、条文には規定はない。また、控訴については、被告人、検察官のみならず、被害者も独立の控訴権を有している。判決及び判決理由について不服のある場合には、被害者は、たとえ被告人や検察官に不服がない場合であっ

---

33 起訴段階では、性犯罪の被害者保護の観点から一定の配慮がされている。すなわち、性犯罪は原則としてわが国同様に親告罪であるが、強姦罪と過重強姦罪については、非親告罪とされ、起訴にあたり被害者の告訴は不要とされている（フィンランド刑法第20章第11条反対解釈 前掲注1）齋藤実「フィンランドにおける性犯罪受刑者処遇・性犯罪被害者対策」『犯罪と非行』150号（2006年）164-165頁、同「フィンランドにおける性犯罪対策」『犯罪社会学研究』31号（2006年）138-139頁参照）。

34 証人尋問はあくまでも当事者に委ねられ、裁判官からの尋問はあくまでも補充尋問に限られている（フィンランド裁判法17章33条1項、2項）。起訴に関連する条文等を併せ読むと、「事案の解明ないし証拠の提出の主導権を当事者にゆだね」（司法研修所『刑事第一審公判手続の概要（平成19年版）』38頁）られており、フィンランドの刑事訴訟は当事者主義が採用されていると言ってよい。また、訴訟の遂行は、訴追権者である検察官が中心となって訴訟が進行されることが予定されており、しばしば検察官は刑事裁判の「エンジン」にたとえられることから、フィンランドでは当事者主義を採用されていることがうかがえる。一般に被害者参加は職権主義の国で取られることが多いと言われているが、当事者主義を採用している国で、被害者参加が採用されているという点でも、フィンランドの被害者参加は興味深い。

ても、控訴することができる。

#### ウ 被害者弁護人制度

被害者が訴訟の一当事者としての役割を十分に担うためには、被害者一人だけでは十分な訴訟活動はできない。被害者が当事者として刑事裁判に参加し、訴訟を遂行していくためには、被害者を法的に支える被害者弁護人の存在が必要不可欠となる。そこで、フィンランドでは、重大犯罪や性犯罪の被害者には、被害者の経済状況とは関係なく無償で、公判及び捜査の段階で弁護士が付される（フィン法第2章1a条、10条第1項前段）。それ以外の犯罪については、法律扶助協会から法律扶助協会に所属する弁護士に依頼することができ（フィン法同章2条第1項第1文、10条第1項後段）、費用は収入に応じて払うことになるが、総じて安価であり、また費用を支払う余裕のない被害者には無償で弁護人が付されることになる（法律扶助法1条、無償手続法1条）。現在法律扶助協会の事務所はフィンランド全土に60カ所あり、通常は地方裁判所に併設されている。法務省が一定上の経験を持つ弁護士を法律扶助協会専属弁護士として任命し、現在登録者数は220名にのぼる。

このような公設制度以外でも、被害者は、NPO団体から法的支援を受けることができる。代表的なNPO団体を紹介すると、まず、最大の被害者支援団体は、「被害者サポート」(rikoshripaivystys)であり、様々な被害者支援措置を行うとともに、複数の専属弁護士が法的な支援を行っている。本拠点はヘルシンキにあり、地方統括事務所8カ所、地方事務所26カ所をもち、20人の専属スタッフと、350人の訓練を受けたボランティアのスタッフがいる。他には、女性被害者を専門に扱うNPO団体トゥキナイネンがあり、ここでも複数の女性専属弁護士が法的支援を行っている<sup>35</sup>。

#### (4) おわりに

なぜ、フィンランドにおいて被害者参加が建国以前からごく自然に行われていたのか、その理由は必ずしも明確ではない。しかし、フィンランドでは、

---

35 他の北欧諸国では、特にスウェーデンにおいて被害者弁護人制度が充実している。(矢野恵美「犯罪被害者の法的地位—スウェーデンの被害者弁護人制度を中心に—」『法学研究』第80巻第12号(2007年)507-535頁)。

被害者にとって当該事件は自らの事件であり、それを刑事裁判でも被害者自らの事件として訴訟を進めていくことは極めて自然なことであると受け止められているようである。

翻って日本を見ると、欧米諸国からは被害者政策で遅れたものの、今日、被害者参加を初めとして被害者政策を打ち立てており、被害者政策の大きな転換期を迎えている。従来状況から考えると隔世の感さえある。ただ、現在導入した制度は、従来制度の枠内で、被害者参加制度を接ぎ木のように着けたに過ぎない。接ぎ木に無理がある場合には、被害者参加制度は根付かないことにもなりかねない。この接ぎ木を如何に育てていくかを考えていく際に、フィンランドの制度は極めて参考になるように思われる。

## 5、刑務所における矯正処遇プログラム<sup>36</sup>

### (1) はじめに

フィンランドの刑事司法の特徴として、刑罰を応報とは考えずに教育刑と考えている点にある。そのため、刑罰の種類も、日本と同様に自由刑を設けることのみならずたとえば日数罰金制や社会奉仕命令を導入するなど、多様なものとなっている。なお、フィンランドにおいて死刑は、1944年以來行われていない。1949年に一般犯罪に対する死刑を、1972年に戦時犯罪に対する死刑を廃止している。

刑務所内においても、全土で50以上と言われる教育プログラムが盛んにおこなわれており、この教育プログラムが矯正処遇に大きな効果をもたらしてきた。特に、フィンランドでは受刑者の多くが飲酒問題及び薬物問題を抱えており、深刻な状況にある。これらの状況に対応するため、酒害教育プログラム及び薬害教育プログラムは盛んに行われ、受刑者の社会復帰のためには欠かせないものとなっている。また、効果的な再犯防止策は、受刑者が社会に戻った後に職を持つことである。そのため、刑務所内の就労支援プログラムは、受刑者の再犯を防止するためには、不可欠なものといえる。首都へ

---

36 齋藤実「フィンランドにおける過剰収容下の就労支援」『犯罪と非行』155号（2008年）125-142頁参照。

ルシンキ近郊にあるバンター刑務所、ヘルシンキ内にあるスオメリナ刑務所は、独自の就労支援プログラムを作成し、フィンランドの他の刑務所にも影響を及ぼしている。前者は、刑務所内での作業と出所後の就労とに一貫性を持たせることで、出所後の生活を安定させることを目的とし、後者は、フィンランドの受刑者の多くが問題を有している、薬害・酒害対策をはじめとする多様な教育プログラムを行うことを特徴としている。

さらに、世界的に性犯罪受刑者処遇は、大きな問題となっている。この点で、フィンランドは世界的に見ても極めて低い再犯率の性犯罪受刑者処遇プログラムを有している。このプログラムは、基幹刑務所をクオピオ刑務所からリーヒマキ刑務所に移し、さらに効果的に行われている。そこで、以下、簡単にわが国の状況を説明した上で、フィンランドの就労支援プログラム及び性犯罪受刑者処遇プログラムを中心に論じたい。

## (2) 日本の刑務所内処遇プログラム

日本では、監獄法が改正され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号 以下、「刑事収容施設法」とする)が施行され、同法に規定する改善指導(第103条)により教育プログラムがより積極的に実施されることとなった。その中では、例えば性犯罪再犯防止指導など、再犯の危険から自ら回避する手法を身につける画期的なプログラムなどもある。再犯を防止する有効性に鑑みると、このようなプログラムが日本に導入されたことの意義は大きい。

更に、同法の定める改善指導では、就労支援指導も行われることとなった。保護観察対象者の再犯率は、平成17年度において、有職者は7.3%であるのに対し、無職者は39.6%であり<sup>37</sup>、実に有職者の約6倍である。また、再入者に占める無職者の比率は、平成5年の56.4%から平成20年の70.6%に上昇している<sup>38</sup>。このように再犯防止と雇用の確保は密接に関連し、再犯率を下げるためには出所者の雇用の確保は有用である。となると、改善指導の一環と

37 保護局更生保護振興課「刑務所出所者等総合的就労支援対策について」『更生保護』第57巻12号(2006年)24頁。

38 法務総合研究所編『平成21年版 犯罪白書』(2009年)211頁。

して就労支援指導が含まれていることは、極めて意義のあることと言えよう。また、出所者が就労するためにはハローワークの支援が不可欠であることから、2006年度より法務省と厚生労働省が協力して就労支援に積極的に進める体制を形成しつつある。更には、2007年度に改正された更生保護法で、仮釈放者に対して、就労状況を保護司などに報告することを義務づけ、出所後の対象者の状況を把握しようとしている。就労の報告が義務化されることで、出所者の収容状況の把握が容易になるのである。このように、出所者の就労支援に対して積極的な働きかけが始まっており、このことは日本の矯正及び保護の歴史の中で、歴史的な大きな転換期にあると言える。

### （3）フィンランドの刑務所内処遇プログラム

#### ア 就労支援プログラム

##### （ア）はじめに

フィンランドでは、多くの刑務所内において、受刑者の円滑な社会復帰のため就労支援を行うプログラムが実施されている。その際に、これらの刑務所で共通する点は、就労支援プログラム実施の前提として、生活していくための基本的能力を身に付けさせることに力を入れている点である。受刑者の中には、料理、掃除、そして洗濯などの、日常の生活をしていく能力が欠落しているものも少なくない。そのため、多くの刑務所では、台所や洗濯所などの設備を設け、日常生活を行う能力を養っている。これらの日常生活をしていく能力を養うプログラムは、社会復帰後仕事について日常生活を送るためにも、欠かせないものであり、高く評価されている。

このように、日常生活を行う能力を付けながら、就労支援プログラムが実施されているが、その中でも、バンター刑務所のプログラム、スオメリナ刑務所のプログラムは、フィンランド内でもかなりの成果をあげているものとして注目されている。バンター刑務所は、ヘルシンキ市に隣接するバンター市に所在し、スオメリナ刑務所は、ヘルシンキ市内に所在する刑務所である。昨年度のフィンランド監獄法の大改正により、フィンランド国内の刑務所は、5つの地域に分類された。5つの地域の中でも、特にヘルシンキ市を

中心とする南部地域では、積極的に様々なプログラムを実施されており<sup>39</sup>、バンター刑務所・スオメリナ刑務所も南部地域に属する。前者は直接的な就労支援プログラムを積極的に実施し、後者は就労支援のための前提として主に酒害・薬物教育プログラムを実施している。そこで、以下これらのプログラムについて紹介をしていきたい。

(イ) バンター刑務所について

バンター刑務所における就労支援プログラムは、クバプログラムと呼ばれている。本プログラムは、バンター刑務所とヘルシンキ市内の社会福祉事務所との連携により、1999年より行われている就労支援を中心としたプログラムである<sup>40</sup>。

概略は、以下の通りである。フィンランドでは、一般的に、閉鎖刑務所に収容された後、処遇経過が良好な受刑者は開放刑務所に移送され、その後仮釈放となる。本プログラムでは、ヘルシンキ刑務所・ケラバ刑務所（いずれも閉鎖刑務所）に収容され、その後バンター刑務所に移送された受刑者を対象として実施される就労支援プログラムである。まず、バンター刑務所に収容される以前に、ヘルシンキ刑務所・ケラバ刑務所に常駐しているソーシャルワーカーが、受刑者に対して就労支援プログラムの意義・内容を中心として説明する。その上で、この説明を受けた本プログラム参加希望者が、バンター刑務所に移送されることになる。もっとも、この場合、誰でも移送の対象となるわけではない。特に、フィンランドでは、前述のように多くの受刑者が、飲酒・薬物使用の問題を抱えている状況にある。そのため、バンター刑務所に移送する前提として、ヘルシンキ刑務所・ケラバ刑務所において、飲酒・薬物使用の問題を有している受刑者は、酒害・薬害教育プログラムを受講し、飲酒・薬物使用の危険性を可及的に減少させる必要がある。これらの飲酒・薬物使用の問題は根深く継続的な指導が必要となるため、バンター刑務所移送後も継続してバンター市内の通院することを義務付けている。ま

39 なお、西部地区においても、トルク刑務所 (Turun Vankila) が昨年度新設され、今後の処遇の充実が期待されている (Helsingin Sanomat 2007年8月10日)。

40 Carl-Olof Stenberg "Kuntouttava vankityö vuonna 2006" Rikosseuraamusviraston julkaisu 3/2007。

た、病院のみならず刑務所内においても、元アルコール中毒者・元薬物乱用者を講師に招くなどして、酒害・薬害教育が根気強くなされている。

酒害・薬害教育を施されバンター刑務所に収容された受刑者は、ヘルシンキ市の社会福祉局が提供する仕事を外部通勤の形で行うことになる。ヘルシンキ湾には幾つもの群島が散在しており、そこには主として夏の間に使用する多くの別荘がある。受刑者は、それら別荘の補修・改修工事を行うことを作業内容とする。作業は、通常7:30から始まり、昼休みを挟んで6時間程度行われる。その間の報酬は、最初の4～6週間は訓練期間として無償で行うが、その後は、時給に換算して10ユーロ（1ユーロは日本円で110円程度。平成22年9月現在。）とかなりの額を得ることが出来る。このようにかなりの額を作業の対価として得ることで、受刑者の釈放後社会復帰のために大きな支えとなりうる。

なお、本プログラムを行っている際に、飲酒・薬物使用などの違反行為があった場合には、就労支援プログラムは取消され、ヘルシンキ刑務所・ケラバ刑務所の元の収容先に再収容されることになる。また、本プログラムでは、刑務所から出所した後も、同じ仕事を同じ作業工具所で2年以内の期間であれば継続することが出来る。このように、クバプログラムの特徴は、刑務所に収容される間に就労の機会を与えられ、しかも施設収容時と同じ職場環境で仕事を継続することが出来ることにある。このことで、刑務所収容中の受刑者の行動に目が行き届く時期に就労させ、その上で、仕事をする習慣を身に付けさせるとともに、出所後でも、同じ職場環境を維持させ、良好な職場環境を維持させることが可能となる。このような処遇は、受刑者の改善・更生に極めて有用であると思われる。

#### （ウ）スオメリナ刑務所について

ヘルシンキ市には、ヘルシンキ刑務所の支所としてスオメリナ刑務所がある。スオメリナは、世界遺産にも登録されているかつての要塞であるが、その一角に、ひっそりと、スオメリナ刑務所が佇んでいる。スオメリナ刑務所は、バンター刑務所と同様に開放刑務所であり、収容定員は前者75名・後者80名であり、職員数では前者25名・後者23名で、施設の規模としても

極めて類似しているものと言える。

スオメリナ刑務所も、受刑者の社会復帰に積極的な対策を講じている。本刑務所のプログラムで、最も特徴的なものは、酒害・薬害教育プログラムであるが、他にもプログラムが用意されており、様々なプログラムを織り混ぜ機能的に処遇を行っている点に、本刑務所の最大の特徴があると言えよう。

まずは、基本となるのは刑務作業であるが、国立博物館庁との提携で、世界遺産スオメリナ要塞の修復等の作業を行なっている。自国の歴史的な遺産の修復させることで、自己の作業に対する動機付けがより図り易くなるため、このような取組には意義を見出しうるとされる。また、動機付けを図るという意味で、刑務作業につき受刑者に対して支給される金銭も他の刑務所に比べ高く、1時間につき6～7.5ユーロが支給されている。フィンランドで刑務作業に対して支給される金銭が、1時間約3ユーロであることを考えると、スオメリナ刑務所では、高額の支給がされていることが分かる。

次に、良好な日常生活の習慣を身に付けさせる取組みも、スオメリナ刑務所では積極的に実施している。前述のように、日常生活行う能力を欠く受刑者が多いことから、フィンランドの刑務所の多くでは、この能力を養うプログラムが実施されている。そのため、スオメリナ刑務所の取組みは、必ずしも目新しいものではない。もっとも、スオメリナ刑務所では、日常生活を行う能力を養うプログラムが、20週間もの長期に渡って行われ、しかも、民間団体（SUOVA）からの支援を受けている点で、他の刑務所とは異なる特徴を有している。20週間に渡り、例えば食事の作り方、洗濯の仕方、電気製品の扱い方、など日常生活を行うために欠かすことの出来ない知識を徹底的に身に付けさせているのである。

また、釈放前教育についても、特色を有している。一般的にフィンランドの釈放前教育は6ヶ月を割り、どの刑務所でも力を入れていると言ってよい。もっとも、スオメリナ刑務所は開放刑務所であるため、主として閉鎖刑務所で一定期間過ごした受刑者が収容されており、短期の収容期間の受刑者が多数を占める。そのため、通常、釈放前教育に6ヶ月を割くことは難しいため、1ヶ月の短期の集中的な教育をしている点に、スオメリナ刑務所の特

徴があると言える。そこでは、週1回、6人を1つのグループとして、出所前の不安・将来の展望・希望等について今の心境などをテーマにグループディスカッションをしていく。その際に、必ず、ソーシャルワーカーが1名加わり、議論をより実りあるものとさせている。受刑者は、出所前の不安・将来の展望等を話す機会が少ないことが通常であるため、グループディスカッションでは、これらの点について掘り下げて議論をする。このような機会を受刑者に与えるスオメリナ刑務所の取組みは、良好な効果をあげている。

さらに、スオメリナ刑務所は、ドゥーニプログラムと呼ばれる酒害・薬害の教育プログラムを実施している点にも特徴がある。薬害・酒害教育は、フィンランド刑務所の多くで盛んに行われており、必ずしも、スオメリナ開放刑務所が薬害・酒害教育を行っていること自体は、特殊なことではない。ただ、この刑務所のプログラムは、受刑者の数を絞り、その上で、長期に渡り実施している点に特徴がある。具体的には、週に1度、10人の対象者に対して実施され、そのプログラムが収容全期間中行われる。このように受講する受刑者の数を限定したものに対して、長期に渡り実施することのもたらす効果は少なくない。さらには、このプログラムは個別面接及びグループワークから成り立っているが、いずれの場合にも元濫用経験者ではなく、酒害・薬害教育の専門官が担当していることにも特徴がある。

## 6、性犯罪受刑者処遇プログラム<sup>41</sup>

### (1) はじめに

日本では、2004年の奈良女児殺害事件以来、性犯罪は極めて重大な問題となっている。世界的に見ても、性犯罪対策は刑務所内処遇の重要課題として扱われており、特にカナダの認知行動療法が世界の処遇方法として広まる中で、刑務所内で認知行動療法を取り入れることが各国において重要課題とされている。

フィンランドにおいても、性犯罪受刑者処遇は重要課題とされており、徹

---

41 齋藤実「フィンランドにおける性犯罪受刑者処遇の今」『刑政』119巻5号（2008年）36-45頁参照。

底した対策がとられている。フィンランドでは、STOP (the Sex Offender Treatment Programme) と呼ばれる性犯罪者処遇プログラムを採用している。2007年、フィンランド法務省はSTOP修了者の再犯率が3%であったことを発表した。一般に性犯罪者の再犯率は30%前後であることに鑑みれば、フィンランドのみならず世界的に見ても良好な成績であり、フィンランドの性犯罪受刑者処遇は現在のところ成功していると言っても過言ではない。そこで、性犯罪受刑者処遇プログラムも、刑務所内処遇プログラムの1つであり、本来であれば前章の中に含めて考えるべき問題であるが、章を改めて論じることとした。

## (2) 日本の性犯罪対策

日本では、2004年11月に起きた奈良女子殺害事件以来、俄かに性犯罪対策が論じられるようになった。その後、法務省は積極的に対策をとり、2006年3月に性犯罪者処遇プログラムを策定し、プログラムを実施している。このプログラムは、特別改善指導の一環として、プログラム受講の必要な受刑者に受講を義務付けている点に特色がある。性犯罪者処遇プログラムは、認知行動療法を用い、グループワークを活用して、性犯罪から自らを回避する自己統制方法を身につけることを目標としている。性犯罪者処遇プログラム対象者は、再犯リスクと処遇ニーズの観点より調査・判定され、高密度・中密度及び低密度の3種類に分類されている。その上で、通常、2名のリーダーと8名程度の受講者によって構成するグループワークが実施される。グループワークは、1回100分を基本とし、高密度で64回、中密度で約50回、低密度で14回実施される<sup>42</sup>。

性犯罪対策としてプログラム導入を検討するにあたり、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、カナダ等の各国の対策が紹介された。例えば、アメリカの性犯罪者情報登録・公表制度なども検討の対象とされたものの、カナダに端を発する認知行動療法を中心とする性犯罪者処遇プログラムが導入されることとなった<sup>43</sup>。

---

42 法務省法務総合研究所『平成18年度 犯罪白書』(2006年)264-268頁。

43 前掲注43)271-280頁。

なお、日本では、保護観察の段階においても、類型別処遇制度の性犯罪対象者に認定された仮釈放者、保護観察執行猶予者に対して、性犯罪者処遇プログラムが行われている<sup>44</sup>。保護観察の段階においても、認知行動療法に基づいた性犯罪者処遇プログラムがおこなわれており、矯正と保護との連携がとられている点に特徴の1つがある。

### （3）フィンランドの性犯罪対策

#### ア STOPの効果検証

STOPは、1999年1月から2007年8月までに178名の性犯罪受刑者から参加申し込みがあった。その中で、参加が認められた者は147名、STOPを修了した者は130名である。参加が認められたものの修了しなかった者は10名で、その内訳は、精神的な問題がある者6名、グループへの不適応者3名、暴力行動があった者1名であった。さらに、STOP受講者で再犯をしたものは4名で、前述のように全受講者の3%に過ぎない。

この成功の理由は、幾つか考えることが出来る。例えば、対象者を中リスクの者を中心としている点も一因であろう。さらに、性犯罪受刑者の刑務所での安全性が確保されている点、STOP受講への動機付けが積極的になされている点、グループワークが適切に進行されている点、などをあげることも可能であろう。そこで本稿では、フィンランドにおける性犯罪対策の概略や、STOPの枠組みなどに触れつつ、STOP成功の理由を中心に言及していきたい。

#### イ 性犯罪者受刑者処遇

フィンランドでは、20年ほど前に、奈良女兒殺害事件に類似した性犯罪の前科をもつ者により幼女が殺されるという痛ましい事件があった。この事件を契機にして、1996年よりフィンランド法務省は性犯罪対策を本格化し、1999年には性犯罪受刑者プログラムSTOPが導入され、フィンランドの性犯罪対策の中核をなしている。性犯STOP受講を希望する者は、同プログラムの基幹刑務所であるリーヒマキ刑務所に受講を申請する。その申請を認められた性犯罪受刑者は収容先の刑務所からリーヒマキ刑務所に移送され、同

---

44 前掲注43)268-270頁。

プログラムを受講し社会復帰を目指す<sup>45</sup>。もっとも、受講を希望しない者は、一般の刑務所に収容されたまま満期を迎えることになる。リーヒマキ刑務所以外の刑務所には同プログラムがないことから、これらの性犯罪受刑者には何ら特別な再犯防止対策は採られないことになる。

もっとも、同プログラムの受講を希望しない者は、モチベーション・プログラム（動機付けプログラム）を一般の刑務所において受講することになる。このプログラムは、ミツケリ刑務所で開発されたプログラムで、性犯罪者処遇プログラムの受講を拒否している者に、受講を促し動機付けをさせるためのものである。このモチベーション・プログラムでは、受刑者に性犯罪受刑者処遇プログラムの情報提供を行うとともに、原則として3回の面接指導を実施している。モチベーション・プログラムの効果検証は各刑務所で行われており、一定の効果が報告されている。なお、かつて、性犯罪受刑者は、性犯罪受刑者処遇プログラムの開始された1999年以前には、医療刑務所に収容され、場合によっては薬物治療を受けることがあったが、性犯罪受刑者処遇プログラム導入後は、医療刑務所に収容されることはなくなり、また、薬物治療も行われていない。

これに対し、性犯罪者に責任能力が認められず、不起訴処分あるいは無罪判決を得た場合には、バーサあるいはクオピオのフィンランド国立精神病院に収容される。収容期間は不定期であり、治療効果が認められない場合には退院は許されない。そのため、国立精神病院に収容された場合には、刑務所に収容された場合とは異なり、終身収容される可能性もある。

このように、フィンランドでは、性犯罪受刑者処遇プログラムでは改善の余地のない性犯罪受刑者に対しては、国立精神病院に収容することで対応し、性犯罪受刑者処遇プログラムは処遇効果が期待できる者に焦点を当てて効果的に運用しているのである。

---

45 Tilastokeskus, 2005, "Oileustilastollinen vuosikirja 2005" 281-291 頁。フィンランド全体で、過去5年間施設収容をされた性犯罪者の数は、2001年1月5日63名、2002年1月5日60名、2003年1月5日59名、2004年1月5日74名、2005年1月5日82名となっている。これに対して、フィンランドにおける性犯罪受刑者処遇プログラムの定員は、8ヶ月で12名に過ぎない。

## ウ リーヒマキ刑務所における性犯罪受刑者処遇

### （ア）性犯罪受刑者処遇プログラム（STOP）対象性犯罪受刑者の選定

性犯罪受刑者は、前述のように収容先の刑務所において、STOPを受講する旨の申請をする。それを受けてリーヒマキ刑務所は、申請者にSTOPを受講する資質があるか否かを判断する。受講のためには以下の6つの要件を備えることが必要ある。①18歳以上の男性であること。女性による性犯罪の数は極めて少数であり、女性は対象者から除外されている。②性犯罪について有罪判決を受けた者であること。例えば、女性物の下着泥棒は窃盗とされるため除外される。③母国語がフィンランド語である者か、それらの者と同等のフィンランド語の能力があること。移民などでフィンランド語が十分でない者は除外される。STOPは、後述のようにグループワークを中心に構成され、そこではフィンランド語によるコミュニケーション能力が不可欠だからである。④対人関係に問題がなく、人格障害がないこと。破壊的な思考があるものや、自殺するおそれのあるものは除外される。⑤残刑期間が8ヶ月以上であること。STOPが8ヶ月プログラムであることから要求されるものである<sup>46</sup>。⑥STOPに参加しようとする本人の意思があること。この処遇プログラムを拒むいわゆる拒否型には適用されない。

以上の要件に加え、Static-99が用いた性犯罪受刑者のリスクアセスメントが行われている。このリスクアセスメントにおいては、年齢、結婚歴、非性的粗暴犯罪の前科の有無、性犯罪の前科の有無及びその犯罪の時期、被害者との関係（知人か、親族かなど）などの要素を考慮して危険性が判断される。その上で、性犯罪受刑者は、低リスク、中低リスク、中高リスク、高リスクの険性に分類される。STOPは、主として、中低レベル、中高レベルの性犯罪受刑者を中心として実施される。高レベルの性犯罪受刑者は、例外的に、STOPの対象となることはあるものの、低レベルの性犯罪受刑者はSTOPの

---

46 性犯罪者矯正プログラムは、残刑期間が8ヶ月以上あれば、残刑期間が短い者に対して適用される傾向が強い。というのは、残刑期間が短いもののほうが、より出所が近いので社会復帰後に直ちにプログラムの効果を期待できるからである。たとえば、刑期が5年残っている受刑者と、刑期が1年残っている受刑者であれば、後者が出所に近いことから、後者が対象として選ばれる可能性が高い。

対象から除外される。というのは、低密度の性犯罪受刑者は、プログラム受講によりかえってその危険性を増すことが少なくない。また、高リスクの性犯罪受刑者には、プログラムの効果が期待しにくいばかりではなく、かえってグループワークを混乱させ他の受刑者に悪影響を及ぼす可能性があるからである。このように、フィンランドでは、プログラムには一定の限界があることを認めた上で、効果が最も見込まれる性犯罪受刑者に限定して、プログラムを行っているのである。

(イ) 性犯罪受刑者処遇プログラムグループリーダーの選定

プログラムを成功させるか否かは、グループワークを担当するグループリーダー（以下、「リーダー」という）の資質によるところが大きい。フィンランドでは、リーダーは心理技官のみならず、広く刑務官、ソーシャルワーカー等から採用している。というのは、グループワークを成功させるか否かは、心理学的な知識よりも、むしろ良好なグループの雰囲気を作り出すことが出来るか、さらにはグループ参加者相互の信頼関係を形成できるかによるところが大きいからである。そのため、リーダーは幅広い層から選ばれるのである。

リーダーの選定は、法務省矯正研修所が行い、リーダーの候補者として選ばれたものは、矯正研修所で訓練を受ける。この訓練の際に、最も重視されるのは、認知行動療法の指導法の習得である。STOPは認知行動療法を主軸にしているため、その習得は不可欠となる。矯正研修所での訓練後、実際にリーヒマキ刑務所に配属されるが、その後もイギリスで2週間程度の研修を受けるなど定期的な研修制度が設けられている。

(ウ) 性犯罪受刑者の住生活環境について－安全性の確保について－

STOPは1カ所の基幹刑務所のみで実施されているため、どの刑務所を基幹刑務所とすることは極めて重要である。その際に、考慮すべきは、性犯罪受刑者の住環境を整え、刑務所内での安全性を確保できるかという点である。すなわち、性犯罪受刑者は刑務所内で地位は、性犯罪以外の一般受刑者（以下、「一般受刑者」という）に比べて低いことから、一般受刑者と性犯罪者との接触がない構造を有する刑務所であることが必要となる。2007年よ

り基幹刑務所となったリーヒマキ刑務所は、性犯罪受刑者と一般受刑者との収容スペースが完全に分離できる構造となっており、性犯罪受刑者は一般受刑者の居住区域に行くことができるが、一般受刑者受刑者は性犯罪受刑者の居住区域に行くことはできない。性犯罪受刑者居住区域は、かつて病棟として利用さえており、他の区域と完全に分離することが出来る。このように性犯罪受刑者を一般受刑者の、刑務所内での住み分けを明確にすることは極めて重要である。

## エ 性犯罪受刑者処遇プログラムの内容・進行方法

### (ア) 性犯罪受刑者処遇プログラムの内容

STOP は、以下の3つの点にポイントが置かれている。第1に、自己の性に対する歪みを認識させること、第2は、被害者の視点に立たせること、第3は、各自が再犯を防ぐには何をすべきかについて考えさせることである。この3つのポイントを基に、20のブロックが予定されている。なお、プログラム全体では、85セッションが予定されている。

20のブロックの内容は以下のとおりである。なお、カッコ内は、そのブロックについて割り当てられているセッションの数である。①グループ作り(3)、②歪んだ考えへの理解(1)、③対策を立てる(2)、④自分史(4)、⑤自己の犯罪について(16)、⑥空想(2)、⑦自己の犯罪パターン(8)、⑧フィードバックと目標の設定(1)、⑨犯罪により失うものと得るもの(1)、⑩被害者への共感(作文とビデオによる説明)(3)、⑪被害者の視点に立った話(4)、⑫被害者の視点に立ったロールプレイ(8)、⑬被害者への手紙(1)、⑭過去の自分(3)、⑮将来の自分(3)、⑯将来犯罪をするか否かの選択(8)、⑰将来あるべき自分(17)、⑱つまずき(2)、⑲将来の自分のロールプレイ(8)、⑳フィードバックと目標設定(29)。なお、⑦と⑧、及び⑬と⑭の間にはそれまでの復習ブロックがそれぞれ1セッションずつ入る。

この中で、進行の難しいブロックは、⑤「自己の犯罪について」、⑩「被害者への共感」及び⑮「将来の自分」である。その中でも⑤「自己の犯罪について」は、特に難しいといわれる。通常、性犯罪受刑者は、一般受刑者以上に、自己の犯罪について積極的に語ろうとはしない。そのため、⑤「自己の犯罪に

ついて」では、まずスタッフが性犯罪受刑者と一対一で面接を重ね、その上で、性犯罪受刑者がグループディスカッションできる状態になるのを見はかり、グループディスカッションに移行するように工夫されている。また、⑩「被害者への共感」については、性犯罪受刑者は、被害の最小限化あるいは犯罪の合理化をする傾向が強い。そのため、被害者への共感を持たせるためには、まず、性犯罪受刑者に自己の正当化が誤りであり、性への歪みがあることから教える必要がある。従来から、ロールプレイング、被害者へ手紙を書かせることなど行ってきたが、近年、被害者の生の言葉を収録したビデオを見せることで、性犯罪被害者への共感性を高めるようにしている。この方法は、一定の成果を出している。⑮「将来の自分」の自分の将来を想像させることも容易ではないが、このブロックは、再犯防止のためSTOPでは不可欠のものとなっている<sup>47</sup>。

#### （イ）性犯罪受刑者処遇プログラムの進行方法

セッションは、ディスカッションを中心に進められる。ディスカッションは、入所時に決められた8名のグループで行う。そこには、常に男女それぞれ1名、計2名のグループリーダーと呼ばれるスタッフが入る。これは、受刑者の中には、男性あるいは女性に対して拒否反応を示す者もいることに配慮したものである。STOPは、思考の過程を矯正することで行動が変化するという認知行動療法の考えに基づき行われる。性犯罪受刑者に対する認知行動療法には、①自己の性に対する歪みを特定し認識する過程、②正常な考えを認識させる過程、③犯罪から回避する行動様式を身に付けさせる過程がある。前述したように、性犯罪受刑者は、特に自己の性に対する歪みを正当化する傾向が強いために、性の歪みを特定する過程を中心としつつ、犯罪を再び行わせないための手法を身に付けさせるのである。

性犯罪受刑者に対する質問は、オープンクエスチョンでなされ、イエス・ノーで答える質問はしない。あくまでも、受刑者に主体的に考えて答えを出させ、その過程の中で、自己の性に対する歪んだ考えに気付かせることを重

47 筆者が視察した際には、例えば「新しい犯罪をしない」「普通の生活をして刑務所に戻ってこない」「公園の近くに行くときは小さな女の子に近づかない」「お金をもうける」などの性犯罪受刑者自身が書いた標語が掲げられていた。

視している。性犯罪受刑者は、例えば、「私は彼女を傷つけていない。」「彼女も望んでいた。」と、被害の最小限化あるいは自己の犯罪の正当化までする性犯罪受刑者が少なくないが、それに対してはなぜそのような考えを持つに至ったのかについて、さまざまなセッションでオープンクエストやグループディスカッションを行い、その思考や行動の根源に遡り、自らの歪みに気付かせるのである。もし、「私は彼女を傷つけていない。」と受刑者が主張すれば、なぜ、そのように考えるのか、理由が明確になるまで、質問を繰り返す。また、その際、性犯罪受刑者相互で質問をする場合も少なくない。それら様々な質問を通じて、性犯罪者は自己の性への歪みに気づき、質問をした他の性犯罪受刑者も自分自身の歪みを振り返る契機となるのである。

#### オ 性犯罪受刑者処遇プログラムと仮釈放・保護観察との関係

フィンランドでは、仮釈放は、有期刑については、初犯の場合は刑期の2分の1経過により、再犯の場合には刑期の3分の2の経過によりそれぞれ自動的に認められる（もっとも、仮釈放が認められるためには、1年以上の残刑期間が必要となる。この点、従来は、残刑期間は1年半が必要であったが、2006年の刑事施設法改正に伴い、残刑期間が短縮された。）。仮釈放が自動的になされるため、STOPと仮釈放は直接に関係がなく、STOPが終了したことを理由に仮釈放が認められることはない。もっとも、STOPが終了して元の刑務所に戻された後、STOPにより一定の効果が認められたことを理由に、閉鎖刑務所から開放刑務所に移送されることは多い。フィンランドでは、処遇経過の良い受刑者は積極的に開放刑務所に移送しており、性犯罪受刑者についても、STOPの受講を理由として、開放刑務所に移送される可能性があるのである。

#### (4) 小括

性犯罪者の情報公開制度を行わず、性犯罪受刑者処遇プログラムの充実を中心に性犯罪受刑者対策を行うフィンランドにおいて、性犯罪受刑者処遇が成果をあげていることは、日本の今後の性犯罪者対策を考える上で、参考となるものがある。

特に、認知行動療法を徹底して活用してプログラムが行われている点は、

日本の性犯罪受刑者処遇プログラムに参考となるであろう。性犯罪受刑者の性に対する歪んだ考えを認識させるためには、他者がその歪みを指摘するのではなく、性犯罪受刑者が主体的に答えを探していく過程が必要である。この点で、オープンクエスチョンにより性犯罪受刑者自らが考え、自己の歪みに気付くことに徹底して細心の注意を払おうとするSTOPは、日本の性犯罪受刑者処遇プログラムを考える上で大いに参考となろう。そして、性犯罪受刑者が歪みに気付くためには、一定の時間が必要となる。この点で、STOPでは、自己の犯罪と向き合う十分な時間と環境が与えられている。専門のスタッフの下、少なくとも週3回の自己の犯罪と向き合う機会のみならず、それ以外の時間であっても比較的自由に免業が許され、自己の性犯罪と向き合う機会を多く持つことができるように配慮されているが、このような配慮が日本でも検討されて良いであろう。

また、性犯罪受刑者処遇を行う前提として重要な点は、性犯罪受刑者の住環境を整え、生活の安全性を確保することである。フィンランドでは性犯罪受刑者は、同じエリアで生活を共にし、しかも一般受刑者が性犯罪者の生活領域内に入ることがないため、一般受刑者との関係を気にすることなく生活することができる。これは、刑務所内において、性犯罪受刑者は、一般受刑者に比べ低い地位にあり、一般受刑者から虐げられるおそれがあるという認識に基づいている。日本では、改善指導を実施する刑務所において、性犯罪者の部屋の配置に対する一定の工夫はされてはいるものの、性犯罪者をどのような環境で生活させるかは依然として重要な課題であるといえよう。この問題の解決策として、性犯罪受刑者と一般受刑者との徹底した分離収容を検討してよいのではないだろうか。最善の策は、性犯罪受刑者のみ収容する刑務所を建設することとであろうが、予算などの関係から現実的でないとすれば、フィンランドの試みは、参考に値するのではないかと思われる。例えば、性犯罪者のみを収容するフロアー及び工場を作ることができれば、一般受刑者から性犯罪者であることを理由に虐げられることは大きく減少するであろう。自らの権利が守られた環境に性犯罪受刑者を置くことは、性犯罪受刑者自らが改善指導を積極的に受講する可能性が高まることにもつながると思わ

れる。

さらに、性犯罪者処遇プログラムを積極的に受講させるためには、日本においても、モチベーション・プログラムを活用することも考えられる。フィンランドの場合は、STOP受講が任意であるため、性犯罪受刑者の任意性を促すためにモチベーション・プログラムが利用されていた。この点で、改善指導の受講が原則として義務化されている日本とは事情が違うものの、日本でも、現時点で改善指導受講しようとしめない性犯罪受刑者に対して、強制的に改善指導受講をさせていないのが現状である。とするならば、プログラム受講が任意か義務かであるかの違いはあれ、改善指導受講に消極的である性犯罪受刑者に、モチベーション・プログラムを用いることは有用であろう。

## 7、おわりに

本稿では、日本の刑事司法を考える上で有益と思われる、いくつかのフィンランドの刑事司法制度を紹介してきた。フィンランドの刑事司法制度は、例えば被害者参加制度や、刑罰を教育と考えて処遇プログラムを充実させるなど、世界的に見ても進歩的な制度を有している。もっとも、フィンランドの制度は日本の制度とかけ離れたものではなく、日本と類似するものも少なくない。例えば、裁判員制度と参審制度は、主要な点で日本との共通点を持つ。また、日本もフィンランド同様被害者参加制度を導入し、また性犯罪対策として認知行動療法にもとづく処遇プログラムを有している。このように、進歩的な制度を持つのみならず日本と共通点を持つフィンランドの制度は、日本の刑事司法制度を考える今後の指針を与えてくれるものであるといえるだろう。さらに、刑事司法を考えるにあたり、制度を動かすのは人である以上、国民性も重要な要素となる。フィンランドは日露戦争以来の親日国であり、国民性も似ている点が多いと言われる。このような気質を持つフィンランド人が有する刑事司法は、私達にとって、有益な示唆を与えるものではないかと考える。